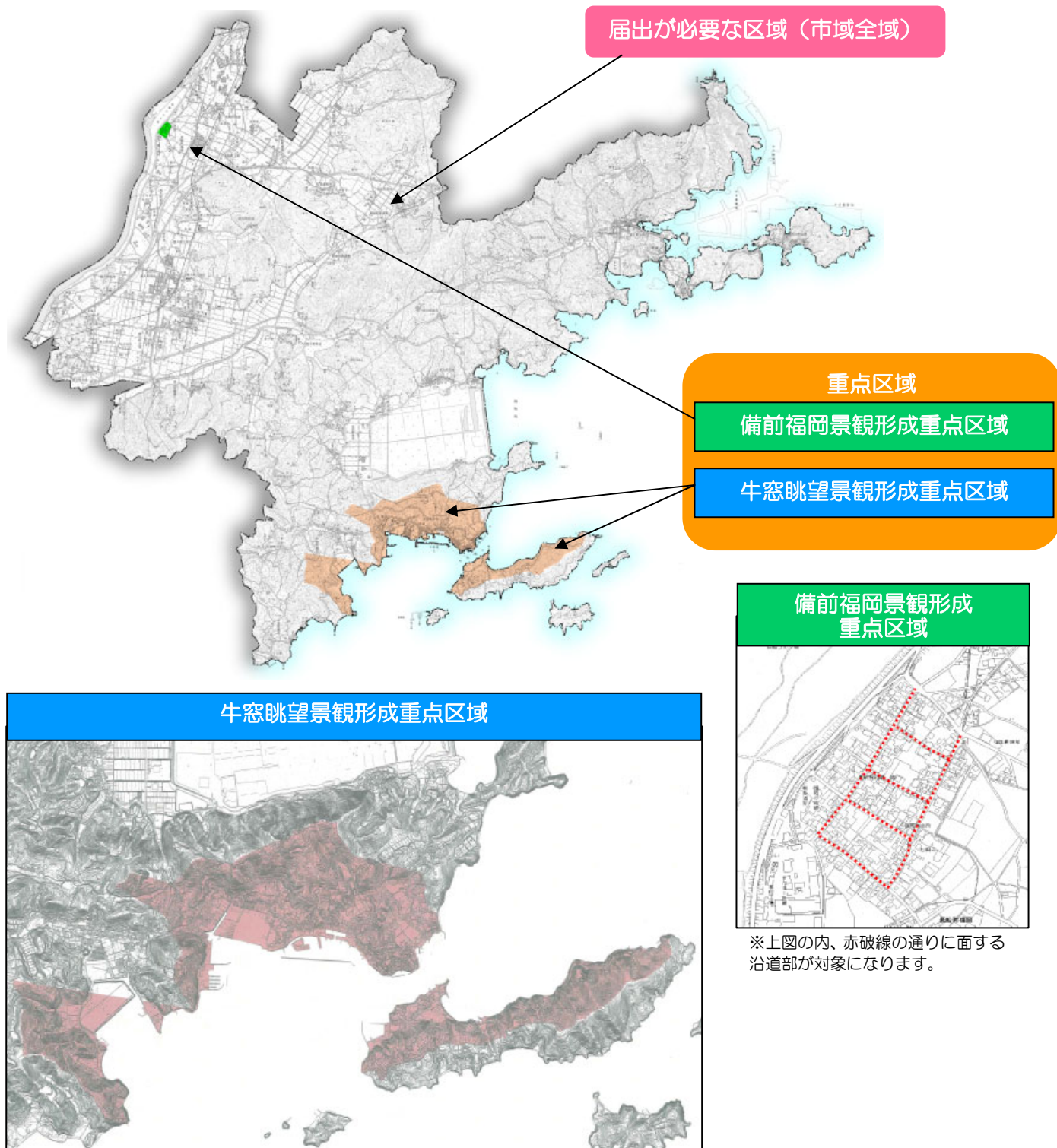


届出の必要な行為

届出が必要となるのは、以下の(1)市全域（重点区域を除く）、(2)備前福岡景観形成重点区域、(3)牛窓眺望景観形成重点区域の3つの区域内で、それぞれの表に書かれた届出対象規模の建築物や工作物の新築などを行う場合です。

※ 国の機関等の場合は、届出ではなく通知となります。

※ 岡山県屋外広告物条例により許可を受ける物件は、届出をする必要がありません。



※上図の内、着色部分の区域が対象になります。（境界付近の場合はお問い合わせください。）

(1) 市域全域（重点区域を除く）

1) 建築物

行為の種類	新築、改築、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設の建築物の建築等 ・改築、増築に係る床面積の合計10㎡以下のもの ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積の合計10㎡以下のもの ・改築で外観の変更を伴わないもの

2) 工作物

行為の種類	新設、改築、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	●煙突、排気塔その他これらに類するもの	・高さ13m又は築造面積1,000㎡（建築物と一体となって設置される場合は、高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m又は築造面積1,000㎡）を超えるもの
	●アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの	
	●電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの	
	●装飾塔その他これらに類するもの	
	●高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	●擁壁その他これらに類するもの	
	●観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
	●コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
	●自動車車庫の用に供する立体的な施設	
	●石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
	●污水处理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	
	●彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	●広告板、広告塔その他これらに類するもの	・高さ13m又は表示面積の合計25㎡（建築物と一体となって設置される場合にあつては、高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m又は表示面積の合計25㎡）を超えるもの
●垣、さく、塀その他これらに類するもの	・高さ3mを超えるもの	
●電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの	・高さ20m（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ20m）を超えるもの	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設の工作物の建設等 ・改築で外観の変更を伴わないもの 	

3) その他（景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為）

行為の種類	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
届出対象規模	・物件の高さ5m又は当該行為に係る部分の土地の面積1,000㎡を超えるもの
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾法に規定する荷さばき地、野積場、貯木場内における行為 ・岡山県港湾施設管理及び利用条例に規定する港湾の港湾施設（野積場及び貯木場に限る。）内における行為 ・国道、県道、4車線以上の市道及び鉄道線路の境界から100m以内の区域以外の区域における行為 ・外部から見通すことのできない場所での行為 ・期間が90日を超えて継続しないもの

行為の種類	土石の採取、鉱物の掘採
届出対象規模	・当該行為に係る部分の土地の面積1,000㎡を超えるもの、又は、高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
適用除外	・国道、県道、4車線以上の市道及び鉄道線路の境界から1,000m以内の区域以外の区域における行為

■適用除外（共通）

- ・文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更・修理等、史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為
- ・自然公園法に規定する特別地域内における工作物の新築等
- ・岡山県文化財保護条例に規定する県指定重要文化財の現状変更・修理等、県指定重要有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為
- ・岡山県自然海浜保全地区条例に規定する自然海浜保全地区内における建築物の新築等
- ・地盤面下又は水面下における行為

(2) 備前福岡景観形成重点区域

1) 建築物

行為の種類	新築、改築、増築若しくは移転	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの ・新築後、改築後、増築後又は移転後の高さが5mを超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る部分の面積の合計が10㎡を超えるもの
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設の建築物の建築等 ・改築で外観の変更を伴わないもの 	

2) 工作物

行為の種類	新設、改築、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	●煙突、排気塔その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が5mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが1mを超えるもの ・改築後、増築後又は移転後の高さが5mを超えるもの
	●アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの	
	●電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの	
	●装飾塔その他これらに類するもの	
	●高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	●彫像、記念碑その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが1.5mを超えるもの ・改築後、増築後又は移転後の高さが1.5mを超えるもの
	●擁壁、垣、さく、塀その他これらに類するもの	
	●観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ（建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）が5mを超えるもの、又は、築造面積が10㎡を超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の高さが1mを超えるもの ・改築後、増築後又は移転後の高さが5mを超えるもの、又は、築造面積が10㎡を超えるもの
	●コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
	●自動車車庫の用に供する立体的な施設	
●石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設		
●汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ）が10mを超えるもの ・改築後、増築後又は移転後の高さが10mを超えるもの 	
●電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの		

	<p>● 広告板、広告塔その他これらに類するもの</p>	<p>・表示面積の合計が1㎡を超えるもの、又は、地盤面から当該広告物の上端までの高さが5mを超え、かつ、広告物自体の高さが1mを超えるもの以下については、届出を要しない。</p> <p>①法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件</p> <p>②公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター立札等又はこれらを掲出する物件</p> <p>③人、動物、車両、船舶等に表示される物件</p> <p>④はり紙、はり札、立て看板、のぼり、アドバルーン、広告網及びこれらに類するもので、90日を超えて継続して表示又は掲出されないもの</p>
適用除外	<p>・仮設の工作物の建設等</p> <p>・改築で外観の変更を伴わないもの</p>	

3) その他（景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為）

行為の種類	木竹の伐採
届出対象規模	・高さが10mを超えるもの、又は、伐採面積が1,000㎡を超えるもの
適用除外	—

行為の種類	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
届出対象規模	・物件の高さが1.5mを超えるもの、又は、当該行為に係る部分の水平投影面積が100㎡を超えるもの
適用除外	<p>・国道、県道、4車線以上の市道及び鉄道線路の境界から100m以内の区域以外の区域における行為</p> <p>・外部から見通すことのできない場所での行為</p> <p>・期間が90日を超えて継続しないもの</p>

行為の種類	<p>・土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更</p> <p>・水面の埋立て又は干拓</p>
届出対象規模	・当該行為に係る部分の面積が1,000㎡を超え、又は、高さが1.5mを超える法面又は擁壁を生じるもの
適用除外	・宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

■適用除外（共通）

<p>・文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更・修理等、史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為</p> <p>・自然公園法に規定する特別地域内における工作物の新築等</p> <p>・岡山県文化財保護条例に規定する県指定重要文化財の現状変更・修理等、県指定重要有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為</p> <p>・岡山県自然海浜保全地区条例に規定する自然海浜保全地区内における建築物の新築等</p> <p>・地盤面下又は水面下における行為</p>

(3) 牛窓眺望景観形成重点区域

1) 建築物

行為の種類	新築、改築、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
届出対象規模	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設の建築物の建築等 ・改築、増築に係る床面積の合計10㎡以下のもの ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る部分の面積の合計10㎡以下のもの ・改築で外観の変更を伴わないもの

2) 工作物

行為の種類	新設、改築、増築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
届出対象規模	●煙突、排気塔その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13m又は築造面積1,000㎡（建築物と一体となって設置される場合は、高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m又は築造面積1,000㎡）を超えるもの
	●アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱その他これらに類するもの	
	●電波塔、物見塔、記念塔その他これらに類するもの	
	●装飾塔その他これらに類するもの	
	●高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの	
	●擁壁その他これらに類するもの	
	●観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設	
	●コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
	●自動車車庫の用に供する立体的な施設	
	●石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は処理する施設	
適用除外	●汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ13m又は表示面積の合計25㎡（建築物と一体となって設置される場合にあっては、高さ5m、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ13m又は表示面積の合計25㎡）を超えるもの ・高さ3mを超えるもの ・高さ20m（電線路又は空中線に含まれる支持物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該支持物の上端までの高さ20m）を超えるもの
	●彫像、記念碑その他これらに類するもの	
	●広告板、広告塔その他これらに類するもの	
	●垣、さく、塀その他これらに類するもの	
●電気供給若しくは有線電気通信のための電線路又は空中線（その支持物を含む。）その他これらに類するもの		
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設の工作物の建設等 ・改築で外観の変更を伴わないもの 	

3) その他（景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為）

行為の種類	木竹の伐採
届出対象規模	・高さが10mを超えるもの、又は、伐採面積が1,000㎡を超えるもの
適用除外	—

行為の種類	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
届出対象規模	・物件の高さ5m又は当該行為に係る部分の土地の面積1,000㎡を超えるもの
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾法に規定する荷さばき地、野積場、貯木場内における行為 ・岡山県港湾施設管理及び利用条例に規定する港湾の港湾施設（野積場及び貯木場に限る。）内における行為 ・国道、県道、4車線以上の市道及び鉄道線路の境界から100m以内の区域以外の区域における行為 ・外部から見通すことのできない場所での行為 ・期間が90日を超えて継続しないもの

行為の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ・水面の埋立て又は干拓
届出対象規模	・当該行為に係る部分の土地の面積1,000㎡を超えるもの、又は、高さ5m及び長さ10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> ・国道、県道、4車線以上の市道及び鉄道線路の境界から1,000m以内の区域以外の区域における行為 ・宅地の造成、土地の開墾以外の行為で、農林漁業を営むために行う土地の形質の変更

■適用除外（共通）

<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法に規定する重要文化財の現状変更・修理等、史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為 ・自然公園法に規定する特別地域内における工作物の新築等 ・岡山県文化財保護条例に規定する県指定重要文化財の現状変更・修理等、県指定重要有形民俗文化財及び県指定史跡名勝天然記念物の現状変更等を行う行為 ・岡山県自然海浜保全地区条例に規定する自然海浜保全地区内における建築物の新築等 ・地盤面下又は水面下における行為
--